令和2年 冬の交通安全運動

年末は、日没が一年で最も早く、日の出も遅いことから、夕暮れから夜間、早朝における交通事故が増加する傾向にあります。特に夕暮れ時間帯は、ドライバーから道路を横断する歩行者や走行中の自転車が発見しにくいことから交通事故が多発します。

また、年末は、飲酒の機会が増える時期でもあり、飲酒運転や酔っ払いの道路の乱横断などによる重大交通事故の発生も懸念されます。

交通事故は一人ひとりの心掛けで減らすことができます。交通事故により悲しい思いをする方を一人でも減らすため、思いやりを持った運転をお願いします。

実施期間 令和2年12月10日(木)から12月19日(土)までの10日間

スローガン ハイビーム　こまめに活用　事故防止

重点目標
1. 夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止
2. 飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶

千葉県は飲酒運転による交通死亡事故が全国で一番多いです。

「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、飲酒運転は絶対にしないでください。飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。

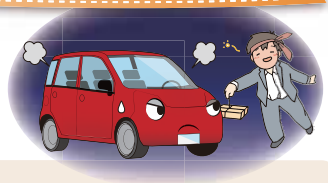

酒酔い運転 5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金

「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で車両等を運転する行為。

車両提供		酒類提供・同乗者		飲酒検知拒否
運転者が酒酔い	5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金	運転者が酒酔い	3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金	3ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び	3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金	運転者が酒気帯び	2年以下の懲役、又は30万円以下の罰金	

※すべて運転免許の行政処分の対象になります。

夕暮れや夜間・明け方における交通事故防止

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

年末は、日没が早く急に暗くなり、前方不注視になりがちです。**例年12月は1年で最も交通事故死者が多い**月で、特に日没後1時間の歩行者事故は、買い物等で外出している時に多く発生しています。

ハイビームの上手な活用で夜間の歩行者事故を防止

夜間発生した自動車と横断歩行者の死亡事故について、そのほとんどの車の灯火が下向き（ロービーム）となっていました。交通量の多い市街地等を通行している場合や先行車や対向車があるときを除き、夜間の運転は**ハイビームにこまめに切り替えて**走行してください。

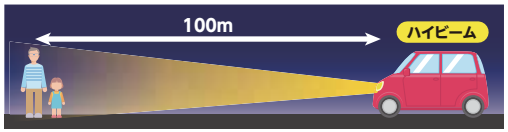

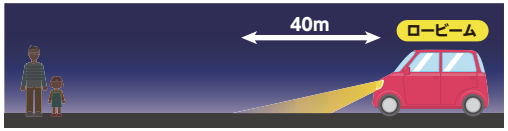

反射材の普及促進

例年、夜間の歩行中事故の多くは、横断歩道以外の場所を横断中に発生しています。**ドライバーからは歩行者はよく見えていません**。

「自分が見えているから相手も見えている」とは思わず、**歩行者も明るい服装**や、反射材・ライトなどを活用してドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

ちばサイクルール

自転車は身近な交通手段ですが、自転車側に法令違反がある交通事故が後を絶ちません。自転車に乗るときは「ちばサイクルール」を確認し、交通ルール・マナーを徹底しましょう。

～自転車に乗る前のルール～
① 自転車保険に入ろう
② 点検整備をしよう
③ 反射器材を付けよう
④ ヘルメットをかぶろう
⑤ 飲酒運転はやめよう

～自転車に乗るときのルール～
① 車道の左側を走ろう
② 歩いている人を優先しよう
③ ながら運転はやめよう
④ 交差点では安全確認をしよう
⑤ 夕方からライトをつけよう

自転車保険に入ろう

自転車も**事故の加害者**となることがあります。万が一の事故に備えて**自転車保険に加入**しましょう。

過去には、1億円近い賠償を請求された事例があります。

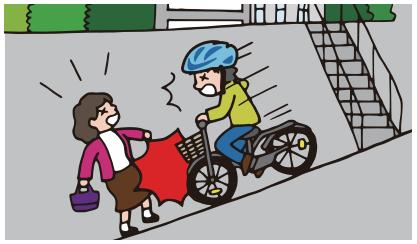

ヘルメットをかぶろう

自転車用ヘルメットは、転んだときや交通事故にあったときに、衝撃から頭を守ってくれます。

特に、自転車乗車中の事故が多い**高校生以下の子ども**や、転倒などで頭に大怪我をするおそれのある**高齢者**は、自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。

ヘルメットを正しく着用することにより、頭の怪我で亡くなる方の割合は4分の1に減るというデータがあります。